

△罷業の主因

右の如き事件ありて間もなき二十四日の日附を以て、電氣局は四十七名の監督及監督代理を本局詰事務員として轉勤を命じたる上、直に休職となしたり。此の事實は中正會の成立以來、神經過敏に陥りし交通労働組合員を刺戟し、大なる不安の暗示を與へたり。如何となれば、是等休職者中には年齢三十歳乃至四十歳の者少からず、決して老朽淘汰を意味せず、さりとて斯る處分を受くべき過失ありたりとも聞かざれば、之れ、何等か次に斷行せざるべきことの前提なるべしと觀察したるのみならず、電氣局は二十五、二十六の兩日間に交通労働組合の幹部數百名の誡首を疾風迅雷的に斷行すべく、既に其の獻立を整へ居れりとの報ありて、交通労働組合の幹部を驚愕せしめたり。交通労働組合は給料支拂日たる二十七日まで罷業の決行を猶豫して、資力を充實せしむるの暇なく二十五日朝來突如として罷業に入りたる所以亦此處に存するなり。

されば組合幹部に於て右の情報に接したる後、賀川外數名の轉勤命令の取消及四十七名休職者の速刻復職を電氣局に要求したるが、言下に拒絕せられたれば、幹部等は某所に會合して之が對策を協議せし處、(罷業を斷行して電氣局の計畫に對抗すべし)との急進論勝を制して、罷業を決行すること、なれり。

△廿五日斷行の理由

上記の如く罷業斷行と決定したれば幹部の一人翌二十五日未明、急進論者の最も多數を占むる大塚出張所へ出張して、出勤者を途中より誘ひ、兼ねて借り受けを約せる府下雜司ヶ谷なる白玉相撲道場に来集し、之を罷業本部に充つると共に、各車庫に傳令使を派して罷業決行に決定せる旨を發表したりかくて二十五日(日曜日)朝來全線怠業的狀態となり、午後益々車臺減少し、夜に入りて全線悉く罷業したり。此處に注目すべきは彼等は電氣局の誡首計畫が眞なるにせよ、何故に其の發表に先立ちて表面理由なき如き罷業を敢てしたるかと云ふことなり。彼等は嘗つて組合の主力者が誡首せられし時、其の通牒を發せらるゝと同時に、誡首者の身邊に刑事を尾行せしめ、其の行動を嚴重に監視したるため、誡首者は一時組合運動をなし能はざりし經過を有す。されば今數百の誡首者を出し以前の如く、其の身邊を監視さるゝに於ては、組合は全く聯絡不能に陥りて致命的打撃を蒙るべしとの懸念より寧ろ事前に罷業を起して電氣局の計畫を齟齬せしむるに如かずとなしたるなり。彼等はかく決意せる時二百名内外の犠牲者を出すべきを覺悟しむたりと云ふ。

五 罷業の經過及其後の成行